

## 消防団事務局 庁舎用自動体外式除細動器(AED)賃貸借

1.	物 件 名	庁舎用自動体外式除細動器(AED)		
2.	数 量	1台		
3.	参 考 機 種	日本光電工業株式会社		
		AED-3100		
4.	同 等 品	上記、又は同等機種以上 同等品で見積もる場合は、指定期日までに必ず「同等品承諾願書」にて担当課の承諾を得てください。		
5.	規 格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ AED本体、付属品及び消耗品は新品であること。</li> <li>・ 医療器具として薬事法上の承認を得ていること。</li> <li>・ ガイドライン2020に準拠していること。</li> <li>・ 日本語音声による操作手順をガイドする機能を有すること。</li> <li>・ AED本体が小児への使用を認可された機種であること。</li> <li>・ 除細動電極パッドは成人と小児の兼用であること。</li> <li>・ 防塵防水性能はIP66以上とする。</li> <li>・ 遠隔監視システムを必須とし、異常発生時の連絡方法は別途協議するものとする。</li> </ul>		
6.	付 属 品 及 び 消 耗 品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バッテリー 1個(スタンバイ状態で有効期限は4年間)</li> <li>・ 除細動電極パッド 2個</li> <li>・ キャリングケース 1個(AED本体、予備パッド、レスキューキットを収納できること。)</li> <li>・ レスキューセット 1セット(ハサミ、カミソリ、タオル、ビニール袋、蘇生用マウスピース)</li> <li>・ 取扱説明書 1部</li> </ul>		
7.	保 守 条 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保証期間は契約期間内とし、設置機器に故障が生じた場合は担当技術員を派遣するなどし、正常な状態に回復させていくこと。</li> <li>・ 故障による緊急時はコールセンターを有し、必要に応じて担当技術員が対応すること。</li> <li>・ 設置機器に保守担当者連絡先を明示すること。</li> <li>・ 保守に要する費用は全て契約に含むものとする。</li> </ul>		
8.	契 約 期 間	令和6年6月1日 から 令和11年5月31日 まで (60ヶ月)		
9.	設 置 ( 納 入 ) 期 限	令和 6年5月31日		
10.	設 置 ( 納 入 ) 場 所	松阪市消防団事務局(松阪市川井町1001-1)		
11.	見 積 方 法	<p><b>◎AED本体と付属品の賃借料および保守料金(60ヶ月分)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札金額は、60ヶ月分の本体及び付属品の賃借料と保守料金の合計額(税抜)を入力すること。</li> <li>・ 本体・付属品の設置接続作業および期間満了後の撤去費用を含むこと。</li> <li>・ 期限が切れ及び本体使用後の消耗品(バッテリー、除細動電極パッド)の納入、交換、処分に係る費用を含むこと。</li> <li>・ 故障時の交換費用を含むこと</li> <li>・ 既設AED(株式会社CU CU-SP1)1台の撤去費用を含むこと。</li> </ul>		

12.	契約方法	・長期継続契約による。
13.	支払方法	・「11.見積方法」に記載した入札金額に100分の110を乗じて得た金額を60等分した金額を月額とし、毎月後払いとする。また、月額に端数が生じた場合は契約開始月に支払う。
14.	その他	・消防団事務局が災害出動及びイベント等へ持ち出し、庁舎用AED以外の使用時は消防団事務局の負担で補充する。 ・疑義が生じた場合は、担当課と協議し決定することとする。 ・高度管理医療機器等賃貸業の許可を有していること。【入札参加申請時に併せて高度管理医療機器等賃貸業許可証の写しを契約監理課調達係までFAXで送付すること。(FAX番号0598-28-7713)。なお、申請書提出期間内に到着しなければ、入札参加できない。】
15.	連絡先(担当課)	松阪市消防団事務局 係長 伊藤 寿紀(電話25-1414)